

# 令和8年度 事業計画

事業計画附属明細書

公益財団法人生長の家社会事業団



©さわさわ。り

## 生長の家神の国寮 「職場改善宣言」

私たち生長の家神の国寮の職員は、未来ある子どもたちのため、「凡事徹底」の精神で職場改善にあたることを宣言します。

### 1, 挨拶（礼儀）

社会生活を営むうえで挨拶（礼儀）の必要性を再認識し、職員間のみならず、関係機関や来所した方へも挨拶（礼儀）を徹底して行います。また、子どもたちにも挨拶（礼儀）の大切さを教え、常に相手をおもいやる心を育みます。

### 2, 環境整備

子どもたちが生活する場所は基より、職場内外の整理、整頓、掃除を心がけます。修繕が必要な場合には速やかに管理者に報告するなど、担当ホームに限らず常に施設内の環境整備を意識しながら業務を行います。

### 3, 地域とのつながり

地域での子育て・見守り活動に積極的に参加します。全職員が子どもたちの通う学校は基より、自治会・お祭り・スポーツ活動・塾・アルバイト先まで施設児童が関わりのある地域とのつながりを大切にしながら、子どもたちの支援を行います。

### 4, プラス1

仕事（業務 作業 職務）を行う上で、常にプラス1を意識します。通常の仕事の他に自分が周囲の人や物に対しても良い働きができるように自己改革に勤めます。その為の努力は惜しみません。

例) ・相手をおもいやる心 ・職場をおもいやる心 ・将来の自分への投資  
・将来の職場への投資・・・など

#### 「凡事徹底」のこころ

1. ひとつ拾えば一つだけきれいになる。
2. 一人の百歩より百人の一步。
3. 知識や技術は人格には及ばない。
4. 能率や効率だけが万能ではない。
5. ゴミを拾う人は捨てない。
6. 小さく生きて大きく遺す。
7. やっておいてよかった。
8. 心あるところに宝あり。
9. いいことに手を使う。
10. 有利なことは控えめに。
11. 誰にでもできる平凡な事を、誰にもできないくらい徹底する。
12. 小さなことを疎かにしない。
13. 感謝に勝る能力なし

## 目 次

1. 生長の家神の国寮の設立の経緯と沿革	-----	2
2. 児童養護施設生長の家神の国寮の基本理念	-----	4
3. 児童養護施設の環境	-----	5
4. 中長期計画	-----	6
5. 令和8年度施設運営方針	-----	7
6. 本体施設のセンター機能の強化と「事業企画推進プロジェクト」の取り組み	-----	11
7. キャリアパスと考課制度の推進	-----	13
8. 職員が安心して働き続けるための仕組み作り	-----	14
9. 地域子育て支援事業—子育て支援センター結和の設立	-----	18
10. 児童自立生活援助事業—青年期の自立支援	-----	19
11. BCP（事業継続計画）と施設の安全管理	-----	23
12. 東京都社会福祉協議会児童部会への参加	-----	31

<参考資料> 創立者谷口雅春先生の提唱された生命の教育

# I 概要

## 1. 生長の家神の国寮設立の経緯と沿革

### (1) 創立 80 年！公益財団法人生長の家社会事業団及び生長の家神の国寮設立の経緯

生長の家創始者 谷口雅春先生は、大東亜戦争敗戦後の日本の惨状を憂い、日本復興のための社会貢献活動をする目的で生長の家社会事業団を設立されました。谷口雅春先生は設立に際して『生命の實相』の著作権等を基本財産として寄付され、昭和 20 年 11 月 14 日付で東京都長官に対して、設立発起人代表として財団法人生長の家社会事業団の設立を申請し、昭和 21 年 1 月 8 日に設立を許可されました。

生長の家の児童福祉事業は、戦争で家も身寄りも失った戦災孤児達を、港区赤坂にあった花嫁学校の「家庭光明寮」に収容して養護・養育した「生長の家神の国寮」事業がその始まりです。

その後、昭和 23 年 6 月 1 日に「生長の家神の国寮」は児童福祉法に基づく養護施設として認可され、建物の老朽化に伴い昭和 41 年 8 月 1 日に国立市富士見台に移転して、現在に至っています。

### (2) 公益財団法人生長の家社会事業団の目的及び事業

この法人は、創始者谷口雅春の日本救国・世界救済の宗教的信念に基づき、諸種の社会事情によって生じた要保護児童の収容及び生活指導並びに宗教的情操教育による児童の育成その他児童又は青少年の健全な育成を行うとともに、世界各国の宗教聖典等の収集、調査研究、編纂、保存、公開、各国語翻訳、著作権保護及び出版物の刊行普及等により、国際相互理解の促進、信教の自由の尊重及び社会文化の振興を図り、その他社会情勢の変遷に応じて社会の福利を図るための文化科学的研究の振興普及に寄与し、並びにこの法人の目的・事業に協賛する本邦及び世界各国団体との親善提携を促進し、もって社会厚生事業並びに社会文化事業の発展強化を図ることを目的とする。(『公益財団法人生長の家社会事業団定款』より抜粋)

### (3) 生長の家神の国寮の基本方針

- 生長の家神の国寮は、児童福祉法に基づく民間児童養護施設として、児童の権利擁護と福祉の増進を図り、地域福祉とりわけ児童福祉の発展に努める。
- 生長の家神の国寮は、創始者谷口雅春先生の児童教育の理念である「子供の神性・仏性を礼拝」する「生命の教育」にのっとり、児童ひとりひとりを大切にする「人間尊重の精神」で養護・養育に全力を尽くす。
- 職員は、愛情と信頼と受容的雰囲気の中で、児童の個性・適性を尊重し、児童が安心して自立する心、他を思いやる心、感謝する心を豊かに育て、家庭への復帰、社会生活への出発が円滑に行えるよう養育に努める。

## 沿革史（児童養護施設生長の家神の国寮の歴史）

- 昭和20年9月 創立者谷口雅春先生のご指示で戦災孤児を港区赤坂の旧家庭光明寮に収容。
- 昭和21年1月 財団法人生長の家社会事業団が設立許可され、初代理事長に谷口雅春先生、副理事長に谷口輝子先生、寮母に三田栄美就任。児童定員30名。
- 昭和23年4月 藤原安子（旧姓森）寮母に就任。
- 昭和23年5月 谷口清超先生第二代目理事長に就任。
- 昭和23年6月 児童福祉法による児童養護施設の認可を得る。
- 昭和23年8月 秋田重季第三代理事長に就任、寮長を兼任。
- 昭和30年1月 清都理之第四代理事長に就任、奥田寛寮長に就任。
- 昭和31年1月 片岡直子寮母に就任。
- 昭和31年3月 生長の家神の国寮の増築を行い、児童定員50名になる。
- 昭和32年2月 清都理門第五代理事長に就任。
- 昭和33年3月 清都理之第六代理事長に再任。
- 昭和41年8月 財団法人本部及び養護施設生長の家神の国寮を国立市富士見台に新築移転。
- 昭和42年3月 中神学寮長に就任。
- 昭和44年4月 **天皇陛下より「生長の家神の国寮」に対し御下賜金を賜る。**
- 昭和50年12月 国井主友寮長に就任。
- 昭和54年7月 半田大定第七代理事長に就任。
- 昭和59年7月 竹下玲児寮長に就任。
- 昭和62年7月 生長の家神の国寮施設のサンルーム増改築。
- 昭和63年4月 江守大定（旧姓半田）寮長に就任。
- 平成元年4月 生長の家神の国寮施設のサンルーム増改築。
- 平成2年6月 生長の家神の国寮施設の鉄筋3階建て別棟新築。
- 平成3年6月 生長の家神の国寮施設の食堂を拡張し調理員休憩室を新設。
- 平成4年4月 水谷正寮長に就任。
- 平成4年12月 吉田武利第八理事長に就任。
- 平成7年1月 安積友成第九理事長に就任。
- 平成8年4月 隣接する生長の家国立道場(借用)を、施設補完設備として活用。
- 平成10年1月 松下昭第十代理事長に就任。
- 平成12年11月 松下昭寮長に就任。
- 平成17年4月 国立市谷保にグループホーム「プラムフィールド」開設。
- 平成18年4月 国分寺市東元町にグループホーム「樺の家」開設。
- 平成19年3月 立川市富士見町にグループホーム「さくらんぼの家」開設。
- 平成21年3月 府中市北山町にグループホーム「ひまわりの家」開設。
- 平成22年4月 本園にて小規模グループケア事業の開始。児童定員52名になる。
- 平成24年3月 内閣総理大臣より公益財団法人に認定。
- 平成24年6月 新本体施設が竣工する。
- 平成26年3月 久保文剛第十一代理事長に就任。荒地光泰寮長に就任。
- 平成27年4月 既存建屋一階を改修し、みんなの広場「こすもす」の運用を開始する。
- 平成29年4月 國弘昭義寮長に就任。
- 令和3年4月 総定員52名から48名になる。
- 令和6年3月 国立市谷保にグループホーム「栞（しおり）」開設。・本体施設定員30名（本園18名＋小規模GC地域型6名×2ホーム）・地域小規模児童養護施設定員18名（6名×3ホーム）

## 2. 児童養護施設生長の家神の国寮の基本理念

### <基本理念>

- ◎ 子どもの「最善の幸せ」のために、寄り添い、支援します
- ◎ 子どもに宿る天分を信じて、「讃嘆の言葉」で引き出します
- ◎ 子どもに「年中行事」を通して日本の伝統文化を伝えます

### <めざすべき施設像>

生長の家神の国寮は、子どもも職員も笑顔はじける「幸せ感いっぱいの施設」をめざします。具体的には、

- ① いかなる措置理由によって入所してきた子どもでも、行き届いたインケア・アフターケアを通して必ず幸せな人生を創造できるんだ！という信念のもと、子どもたちに「生きる自信と勇気」を培ってあげられる施設でありたい！
- ② 職員同士が支え合い、讃え合い、認め合い、子どもに寄り添い、子どもとともに生長し、いつも幸せな笑顔いっぱいの職員のいる施設でありたい！

この二つは、コインの裏表でありましょう。子どもの幸せな人生は、幸せな職員の満面の笑顔からしか生まれないと信じるからです。

「人間は幸福になるために生まれてきた！」—生長の家神の国寮の職員は、いかなる環境に育った子どもが措置入所されてこようとも、この信念で子どもたちを受け止め、抱きしめ、受け入れ、愛することを誓います。心をひとつに、子どもたちが「この世に生まれてきてよかった！」と感謝できるような「幸福感」を与えることができる養護養育に全力で取り組む所存です。

### <基本理念の説明>

#### ◎子どもの「最善の幸せ」のために、寄り添い、支援します

私たちは、『児童憲章』の前文に示された「児童は人として尊ばれる」「児童は社会の一員として重んぜられる」「児童はよい環境の中で育てられる」という言葉の重たさを心に刻み、専門職としての誇りをもって養護・養育にあたります。それは、日常生活をともにする「養育」と「援助」の中で、何気ない日々の24時間の生活そのもの（衣食住）を、子どもたちに安堵感を与えるような質のよいものにしていく不断の努力に他なりません。

#### “安心すれば、安定する。” “安定すれば、前を向ける。”

被虐待、さまざまな事情によって施設入所を余儀なくされた子どもたちにとって、「生活」を通してのかかわりの全てが、子どもの心身の成長、こころの癒しと生長に直結します。子どもの人格形成に不可欠の「安心感」と「信頼感」を持てるよう、私たちは安心の生活と信頼できる人間関係の回復に全力を尽くします。

#### ◎子どもに宿る天分を信じて、「讃嘆の言葉」で引き出します

私たちは、創業者谷口雅春先生の提唱された教育理念である「生命の教育」を実践します。具体的には、子どもに宿る“天分”（“神性・仏性”）を礼拝し、長所を認め、長所を伸ばす「褒める教育」の実践です。そのために、私たちは「和顔・愛語・讃嘆」を実践します。

#### “いつも言っている言葉が信念となり、信念が人生となる。”

明るい笑顔（和顔）と花びらがふりそそぐような善き言葉（愛語）と讃嘆によって、子どもに宿る“神性・仏性”を引き出すことを日々の養育の中で実践します。

#### ◎子どもに「年中行事」を通して、日本の伝統文化を伝えます

私たちは、日本の長い歴史に培われてきたよき伝統・文化を大切にし、後世に継承することをめざします。具体的には、年中行事を通して日本の家庭のイメージを子どもたちに伝え、将来、よき家庭人となるよう導きます。さらに、社会の一員として、ボランティアや地域行事等にも積極的に参加し、「愛他のこころ」を涵養します。

### 3. 児童養護施設の環境

#### (1) 所在地・環境

1. 生長の家神の国寮本体施設 ※自己所有  
所在地 東京都国立市富士見台2-39-1  
敷地面積 1285.94㎡  
建物 【既存建屋】  
構造：鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根2階建  
床面積：1階286.11㎡、2階266.14㎡  
【本体施設】  
構造：鉄筋コンクリート作陸屋根3階建  
床面積：1階473.10㎡、2階389.26㎡、3階389.26㎡  
構成 一階には事務スペース、会議室、応接室、医務室、及びセラピールームがあり、自立訓練室二箇所を備えている。二階には「ひだまり」「枇杷の家」の二ホームを、三階には「太陽の家」を設けており、それぞれ定員6名の小規模グループケア事業を展開している。
2. プラムフィールド ※賃貸 (地域小規模児童養護施設)  
所在地 東京都国立市谷保  
契約面積 136.74㎡  
構造 鉄筋ALC地上2階
3. 樺(けやき)の家 ※賃貸 (小規模グループケア地域型ホーム)  
所在地 東京都立川市羽衣町  
契約面積 161.66㎡  
構造 木造2階建
4. さくらんぼの家 ※賃貸 (地域小規模児童養護施設)  
所在地 東京都国立市富士見台3丁目  
敷地面積 170.30㎡  
構造 木造2階建
5. ひまわりの家 ※賃貸 (地域小規模児童養護施設)  
所在地 東京都国立市富士見台3丁目  
敷地面積 170.30㎡  
構造 木造2階建
6. 栗(しおり) ※賃貸 (小規模グループケア地域型ホーム)  
所在地 東京都国立市谷保  
敷地面積 164.12㎡  
構造 木造2階建

#### (2) 職員構成(令和8年3月現在)

正副施設長	2名
事務員	3名
児童指導員・保育士等	54名
管理栄養士	1名
看護師	2名(非常勤1名含む)
心理職	4名(非常勤3名含む)

## 4. 中長期計画

### 創立80年—更なる高機能化と新たな事業の拡充をめざして！

創設者谷口雅春先生は、80年前、焼け野原となった東京・赤坂の地で戦災孤児をはじめ多くの児童を愛育されました。私たちは、その愛深いお心を忘れることなく、いかなる子どもも受け入れて見放さないとの“変わることのない信念”をもって日々の生活支援に取り組みます。

「児童養護施設運営指針」（厚生労働省）には、「そこで暮らす子どもたちにひとり一人の発達を保障する取組を創出していくとともに、児童養護施設が持っている支援機能を地域に還元していく展開が求められる」とあり、地域における児童養護施設の役割の大きさが明示されています。また、一昨年の児童福祉法改正では「児童自立生活援助事業」が法定化され、当施設でも昨年度から児童自立生活援助事業Ⅱ型「みなと」の運用を開始しました。

私達は、社会の公器として“社会に開かれた施設”として更なる高機能化と地域貢献事業の拡大、自立支援事業の拡充を実現するため、日々生長し“変わっていく”ことが求められています。そのような“変革の時代”において、私達は、子どもの最善の幸せのために日々の養護養育に取り組み、中長期計画の実現をめざします。

#### <生長の家神の国案のめざすもの>

- ・児童の安心安全の生活を実現する
- ・社会の公器として国家・社会に貢献する
- ・職員の物心両面の幸福を実現する

#### <われらの決意>

- ・国家・社会・地域へ貢献する（使命）
- ・“神性・仏性”を礼拝する（信念）
- ・“和願・愛語・讃嘆”を実践する（行動）

### 【中長期計画—更なる高機能化と新たな事業の拡充をめざして>

#### <令和8年度～>

本園・GHの機能強化を推進すると共に、新たに「事業企画推進PJチーム」を立ち上げ、現在取り組んでいる事業の拡充と新規事業の企画調査を推進する

- ・本園3ユニットを機能強化型ユニットとして充実強化していくとともに、本園センター機能を一層強化する。そのために、ホームの枠を超えた職員交流勤務の実施や本園支援員・専門職等による重層的なチームケアを行う。
- ・GH5ホーム体制による地域小規模・家庭的養護の更なる進展を図ると共に、GHの特性を活かした地域の要保護家庭・児童への支援を行う。
- ・児童自立生活援助事業Ⅱ型「みなと」（定員5名）の安定的運用を行う。
- ・「事業企画推進PJチーム」で新規事業の企画調査を行うとともに、包括的な地域子育て支援を担う「子育て支援センター結和」の開設運用を企画推進する。

#### <中長期計画—将来構想>

- ・将来的に、包括的な相談・援助機関となる社会的養護自立支援拠点事業の実施を含めた自立支援事業の拡充をめざす。
- ・「子育て支援センター結和(むすびあい)」を地域子育て支援事業の拠点施設として確立するとともに、高度な養育技能を身につけた施設職員による地域の要保護要支援家庭・児童等への支援をめざす。さらに、将来的に行政と協働して、「訪問型支援」「通所型支援」「短期入所支援」を充実するとともに「親子関係の構築に向けた支援」を行うことができる事業体の構築をめざす。
- ・“家庭的養護”の実践にあたっては、“より家庭に近いかたち”という物理的な小規模化だけでなく、“家庭”や“家族”のイメージを生活を通して持たせる必要がある。それは、家庭の温もりや家族の情愛を知らずに育った児童が将来自立して「家族」や「家庭」を持つ時、こんな家族になりたい、こんな家庭を作りたいと思える「家庭像」「家族像」を疑似体験させることに他ならない。具体的には、年長者を敬い、家族仲良く助け合い、明るい挨拶が交わされ、食卓を囲む家族団らんの場があるという日本の家の伝統的な生活習慣の実践である。

現在、各ホームには神棚が設置され、職員が率先して榊の水を浄め家内安全を祈っている。また、年間を通して「年中行事」（正月、節分、ひな祭り等々）に取り組んでいる。こうした“家庭的養護”における「日本の家の伝統的な生活習慣」の実践に職員一丸となって取り組み、理想とすべき「家庭モデル」の創出をめざす。

## 5. 令和8年度 施設運営方針

### <基本方針>

#### 児童養護施設に求められている「3つの機能」の更なる充実強化を実践する

##### ○ 施設に求められている「3つの機能」

###### <個別養育機能>

児童養護施設が大切に育んできた子どもと大人（養育者）の日々の営みである「個別養育機能」の充実強化をめざし、重層的ケア体制とチームケアを推進する。

###### <支援拠点機能>

施設運営の基盤となって支えるのが「支援拠点機能」であり、施設の組織マネジメント、人財育成、「働き方改革」（ケアワークの質の向上と職員の心身の健康に配慮した勤怠管理・シフト作り・メンタルヘルス等）を推進する。

###### <地域支援機能>

高度な養育技能を身につけた施設職員による地域の要保護・要支援家庭・児童等への支援である「地域支援機能」の充実強化をめざし、全職員が職域を超えて地域の子育て支援事業の意義を学ぶとともに「包括的地域子育て支援センター」構築に向けた具体的準備を行う。

#### (1) 「個別的養育機能」－「チームケア」と重層的ケア体制の構築

- ① 各ホームでホーム長を中心に養育方針を共有し、養育者を孤立させないチームケアを実践するとともに、施設全体で支援員・専門職等による各ホームのケアワーカーに寄り添う重層的ケア体制を構築する。
- ② 本園主任・副主任の元、本園3ユニットを支援する本園支援員並びにホーム担当支援員を配置するとともにホームの枠を超えた職員交流勤務の実施や専門職による重層的なケアを推進する。
- ③ GH主任・副主任の元、五つのグループホームを支援するGH支援員、GH自立支援担当職員を配置して重層的チームケアによる家庭的養育の推進を行う。
- ④ 専門職・支援員は、ホーム長のよき相談者となり、ホーム職員を支えて入所児童に対するきめ細かいケースワーク（自立支援、家庭支援等）の推進をめざす。
- ⑤ 各ホームで、職員・児童が仲良く助け合い、明るい挨拶を交わし合い、食卓を囲む団らんの場を大切にする「温かい家庭モデル」の実現をめざす。

#### (2) 「支援拠点機能」

##### －キャリアパスに基づく人財育成とメンタルヘルスの推進

- ① 施設の高機能化・多機能化を推進し、本園・GH各ホーム（児童・職員）への支援体制を強化するとともに、今年度から青年期の自立支援を実施する児童自立生活援助事業「みなと」の運用を開始し、包括的な地域子育て支援拠点「子育て支援センター結愛」の構築・運営に取り組む。
- ② 「専門チーム」によるケースワーク、自立支援、地域支援等を推進する。
- ③ 職員の専門性を高め、人財の育成・定着をはかるため、キャリアパス（評価制度）に基づく研修体系の構築をめざすと同時に「考課制度」の定着に取り組む。
- ④ 職員が安心して働き続けるための「働き方改革」を推進するとともに、衛生委員会において「メンタルヘルス」実施のプログラムを策定し、メンタルヘルス研修の定例化（新任、役職者、全体）等に取り組む。
- ⑤ 「事業企画推進PJチーム」で新規事業の企画調査を推進する。

#### (3) 「地域支援機能」－「子育て支援センター結和(むすびあい)」の開設

- ① 施設が地域・社会で担うべき「地域子育て支援事業」の意義を全職員が共有し、365日24時間、児童の養育支援にあたっている施設職員（養育のプロ）として、地域の子育て支援の各種ニーズに応えていく。

- ② 令和8年度中に“包括的地域子育て支援センター、として本体施設(本園)に「子育て支援センター結和(むすびあい)」を開設する。そのために、「地域支援プロジェクトチーム」を中心に開設準備を進めるとともに、地域の子育て支援事業の意義を学ぶ研修等を企画・開催し、「交流研修勤務」等を通じて全ての職員が地域貢献事業に参画する。
- ③ 「子育て支援センター結和(むすびあい)」開設に向け、著名人の講師を招聘する「人生を豊かにする講演会」「子育て支援のための講演会」「音楽と講演のつどい」等のイベントを企画し、地域社会への貢献を行う。
- ④ 里親家庭への訪問支援や里親の研修受け入れ等の里親支援事業を継続発展させる。

## <運営方針>

### ① 組織・施設運営

- 法令や児童福祉のニーズに基づいて、業務の適正化および標準化を図る。
- 施設の理念・方針・指導の共通理解を深めるための寮内研修を定例開催する。
  - ・創立者谷口雅春先生の深い愛によって設立された神の国寮の理念研修
  - ・ケアワーカー及びケースワーカーのスキルアップ研修
  - ・里親支援や地域のニーズに応える「地域子育て支援事業」の意義
    - ※外部講師を招聘する研修並びに神の国寮職員による研究発表
- キャリアパスに基づく研修体系の構築を行うとともに「考課制度」を定着させて職員個々の研修計画を策定し、人財の定着・育成を図る。
- 職員採用方針・計画を策定し、人財の確保に注力する。
- 職域、所属ホームを超えて「職員交流勤務」を実施する。
- 第三者評価・東京都指導検査の評価結果を共有しこれに基づき運営改善を行なう。
- 全職員が施設の代表として、礼節をもって関係機関、団体、地域住民等と関わる。

### ② 高機能化

- ケアニーズの高い児童の進捗状況を短期的に確認する「児童精神科医指導のケースカンファレンス」を毎月開催する。
  - ※「ケースカンファレンス」において決定された治療方針に基づいて、児童精神科医、心理士、看護師、その他職域が介入し、治療的養育を推進する。
- 全児童に「担当職員」とともに「担当心理士」が配置されていることを周知し、担当心理士は心理療法・生活場面面接・定期アセスメントを各児童に応じて実施する。
- 医療的ケア職員(看護師)を配置し服薬管理や保健衛生を徹底する。

### ③ 権利擁護

- 常に子どもの最善の利益を考慮し、「子どもの意見表明」の機会を常時確保するとともに、児童会等を定例開催して子どもの意見を踏まえた養育・支援を行なう。
- 施設内外の研修等を通じて全職員が人権感覚を磨き、日常の支援を点検する。
- 第三者委員の配置をはじめとする苦情解決のシステムや『子どもの権利ノート』の活用や意見箱等により、子ども自身が意見を表明しやすい環境をつくる。
- 「人権擁護チェックリスト」を用いて、施設内の取り組みを点検・改善する。

### ④ 生活支援

- 子どもの安全・安心を第一義とし、暴力のない施設を実現する。
  - ※暴力によらないコミュニケーションを児童が習得するための支援を行う。
- 常に清潔・安全・快適な生活環境を整え、生活の質を高める。
  - ※管理栄養士がケアワーカーと連携して「食」の充実を図る。
- チームケアを推進し、児童と職員集団の信頼関係に基づいた養育支援を確立する。

### ⑤ 自立支援

- 子どもの「強み(ストロング・ポイント)」に着目し、「強み(ストロング・ポイント)」を認め伸ばす支

援をめざすとともに、日々の生活の中で自己選択・自己決定を可能な限り尊重する。  
※自立支援計画書に各児童の「強み(ストロング・ポイント)」を盛り込む。

- 子どもの意向を踏まえた「自立支援計画書」の策定により、子ども自身と職員が展望を共有する。
- 「職業指導員」は「自立支援CO」と協働・連携してキャリア支援を行う。  
※キャリア支援の一環として、寮内外の畑作り（ふれあい農園）を継続して行う。  
※外部機関と協働して、児童一人一人の特性を知る機会を提供する取り組みを行う。
- 家庭復帰・養育家庭委託が適当とされる場合を除き、高校卒業を最低限度として入所支援を継続する。更に、高校卒業後も必要に応じて措置延長するとともに、児童の意向を踏まえて「児童自立生活援助事業Ⅱ型みなと」等を積極的に活用する。  
※「自立支援チーム」を自立支援CO、職業指導員、本園・GH職員等によって構成し、児童一人一人の自立に向けた支援を行うと共に、「児童自立生活援助事業Ⅱ型みなと」等の活用を積極的に推進する

## ⑥ 退所後の相談・援助

- 施設退所後の孤立の防止を第一義に、全ての退所者を対象に相談・援助の体制を整えることをめざす。これについては、入所中から全児童に対して説明を行なう。  
※「児童自立生活援助事業Ⅱ型みなと」等の活用と退所後の相談援助の取り組みを更に強化する。
- 退所後の援助計画や援助記録、アフターケア実施状況等を用いて、可能な限り退所者の生活状況の把握・共有・可視化に努める。
- 「自立支援に関する施設としての考え方の柱」作りに着手し、「アフターケア実施要項」にそって必要な相談・援助を実施することをめざす。これらは退所者一人一人のニーズに沿って、必要な社会資源と退所者をつなぐことを第一義とする。

## ⑦ 家族支援

- 家庭復帰が望めるか否かにかかわらず、子どもの安全が保てる限りにおいて家族との関係を最大限に尊重し、手紙や電話等の通信、面会、外出、一時帰宅、学校行事への参加等、交流の機会を確保する。  
※ケアワーカーは家庭支援専門相談員との協働で保護者の状況を把握し、児童や関係機関と調整を行う。  
※新たに児童・家族向けに施設生活や決まりが分かるパンフレットを作成する。
- 家庭復帰に向けては家庭の養育環境の改善に向けた支援を他機関と連携して行い、措置事由の再発をはじめとするリスクへの対応を十分に検討する。
- 家族との関係について、子どもが適切な理解を得られるように必要な支援や説明を行う。交流が途絶えた場合もその理由について子どもに責任がないことも含めて説明し、フレンドホーム・個別交流ボランティア等の活用を含めて代替支援を検討する。

## ⑧ 地域・里親支援

- 国立市の子どもショートステイ事業を引き続き受託する。
- 令和8年度中に“包括的地域子育て支援センター”として開設する「子育て支援センター結和(むすびあい)」の準備プロジェクトを推進する。
- 施設が地域・社会で担うべき役割を明確にし、全職員共有の下で実践する。  
※「子育てひろば」「地域食堂・おいしい時間」を開催する。
- 里親支援専門相談員を配置し、関係機関と連携しながら里親支援の業務を行う。
- 地域の行政・福祉・教育機関等との協働関係を構築し、地域の子育て支援ニーズを把握する。※国立市の要保護児童地域対策協議会に引き続き参画する。
- 児童の通園通学している幼稚園・小学校・中学校との連絡会を定期的で開催する。

## ⑨ 人財育成

- 職員個々の強みが活かされ、長く働き続けることがきる職場環境をつくるため、キャリアパスの構築と考課制度の定着、メンタルヘルスの仕組み作りに取り組む。
- 施設内研修をはじめ、職員個々の目標に沿った施設全体の研修計画を立案する。

- 施設内で、「新人研修」「チューター会議」「ホーム長会議」の三層で研修・会議を実施し、それぞれのスキルアップと意識の向上につなげる。
- 個別の職員の目標や施設からの役割・期待に沿って、施設内外の役割を担うとともに、計画的に研修等へ参加する。
- 各職員の職歴・職種・経験を活かしたOJTや学び合いの仕組みを整備する。

#### ⑩ 機関等連携

- 学校・児童相談所・子ども家庭支援センター等の関係機関とは適切に情報を共有し児童支援に関わる協働関係を構築する。  
※学校や児童相談所とは適切に情報を共有し、意思疎通の場を十分に確保する。
- ケアワーカーは関係職員と協働して関係機関との連携を図る。
- 全国児童養護施設協議会や東京都社会福祉協議会児童部会をはじめとする業界関連組織の活動に積極的に関与・協力し、全体的な運営水準の向上に貢献する。

#### ⑪ 社会啓発

- 実習生、インターン、ボランティア等の積極的な受け入れを通して、開かれた施設運営を行なう。
- 地域や関係機関（研究機関や報道機関を含む）からの問い合わせには、児童のプライバシー保護をはじめ必要な配慮を行なった上で適正に対応する。
- ホームページの活用、サポートペアレント等の支援者拡大の活動、各種学習会への積極的な参加等によって、社会的養護への理解を広める。

### <令和8年度の重点目標>

#### 1. 地域子育て支援センター結和（むすびあい）の開設

「市区町村における子育て家庭への支援の充実」（子ども家庭庁児童福祉法改正説明資料）には、要支援・要保護児童約23万人への支援の充実が求められているとして地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の充実とともに親子関係の構築に向けた支援を行うことが明記されている。

私達は、このような地域子ども・子育て支援事業を具体的に担うため、本年度中に「地域子育て支援センター結和（むすびあい）」を開設する。

#### 2. 児童自立生活援助事業「みなと」の定員枠の拡充と展望

一昨年施行された改正児童福祉法で「児童自立生活援助事業」が法定化され、当施設においても昨年度から児童自立生活援助事業Ⅱ型「みなと」の運用を開始した。

本年度、対象となる利用者の定員枠を5名に拡充し、今後中期的には包括的な相談・援助機関となる社会的養護自立支援拠点事業の実施も含めた事業展開を目指す。

#### 3. キャリアパスと考課制度の推進と人材育成のための研修体系の構築

令和5年度より運用を開始したキャリアパスと考課制度の定着を図り、キャリアパスに基づく研修体系を構築して、更なる人材の採用・定着・育成を推進する。

そのために、考課者研修を計画的に実施するとともに、職員個々のキャリアアップのために必要な研修への受講を計画的に進める。

#### 4. 職員が安心して働き続けるための仕組み作り～衛生委員会の活動

衛生委員会を毎月開催（年12回）し、以下の取り組みを行う。

- ① メンタルヘルス研修の定例化（新任、役職者、全体）
- ② 「メンタル不調者早期対応マニュアル」の作成と実施
- ③ ストレスチェックの実施

昨年度同様、全職員向けのハラスメント研修を実施し、更に役職員向けの研修を実施することで、職員が安心して働き続ける職場環境づくりを目指していく。

## 6. 本体施設のセンター機能の強化と 「事業企画推進プロジェクト」の取り組み

令和3年度から家庭的養育を推進する基本単位であるグループホームのあり方を抜本的に見直し、本体施設に近い場所への移設や双子ホームの新設設置を行い、令和6年度から本体施設3ホーム、グループホーム5ホーム体制で家庭的養育を推進している。こうした取り組みによって、本体施設の専門職を中心とした職員と8ホームの職員の連携が強化されより活性化してきている。今後も各ホームで生活する児童の権利保障を施設として確実に担保するとともに、自立支援、家庭支援等の取り組みをより一層強化し推進して行く。

また同時に、地域から求められている子育て支援等の社会的ニーズに応える新たな事業の拡大を行い、包括的な子育て支援拠点である「子育て支援センター結愛」の構築・運営に総力をあげて取り組む。

さらに、昨年度から高卒措置延長後また措置解除後の青年期の自立支援を実施する児童自立生活援助事業「みなと」の運用を開始し、今年度から利用者の定員枠を5名に増やすとともに中期的には包括的な相談・援助機関となる社会的養護自立支援拠点事業の実施も含めた今後の事業発展を目指す。

### <事業企画推進プロジェクトの取り組み>

地域子育て支援事業の拡大や社会的養護自立支援拠点事業の実施を含めた今後の事業展開を推進するため、本年度新たに「事業企画推進プロジェクト」を立ち上げる。

本プロジェクトは、施設長の下、児童自立生活援助事業担当主任をプロジェクトリーダーとして、事務主任、地域主任、専門職主任、GH主任並びに選任した構成メンバーによる会合を重ね、現在取り組んでいる事業の拡充案の策定と共に、新規に取り組み可能な事業の調査・研究、企画案の策定をめざす。

### <本体施設のセンター機能の強化について>

#### 【入所定員の通年充足】

##### 「各児童相談所との連携強化と入所定員の通年充足を目指して」

都児相並びに特別区の新規児相設置が推進されている一方で、一時保護所での待機児童の増加・長期化の課題は顕著になっている。こうした現状を踏まえ、施設の社会的使命を果たすためにも、48名の児童定員枠の通年充足を今後とも継続していく。

施設内では月二回のホーム長会議において各児童の家庭復帰、社会的自立、措置延長、児童自立生活援助事業への移行等の具体的な時期を随時共有し、定員枠の空き状況を予測し計画性を持って定員の充足を図る。この取り組みを踏まえ各児童相談所からの入所相談についても、積極的に応じる。また各児童相談所との連絡協議会等を中心とした連携をさらに深めて施設と児相間での情報共有に努める。

#### 【権利擁護】

##### 「権利保障の体系整備と、大切にする視点を施設のもの、職員個々のものにする」

各児童に対して、分け隔てなく自身の権利を発信できる環境を整備する。具体的には「第三者

委員」をはじめとする苦情解決の仕組みを活用したシステムを更に整備するとともに、『子どもの権利ノート』の活用等により、子どもが自らの権利を知り、意見を表明しやすい環境をつくる。

また施設内外の研修・学習会を基盤として全職員が人権感覚を磨き、施設独自のチェックシートを用い、日常的に各職員が自己点検できる取り組みを構築する。

## 【自立支援】

### 「実年齢で判断せず、各児童の成育歴や成長発達段階に合わせた自立支援を提供する」

自立支援における制度の拡充を最大限活用し、支援の継続と充実を図る。それぞれの児童の意向を確認しながら施設の支援方針を確定するが、基本的に高卒後の進路保障を前提に、措置延長制度を積極的に活用した支援を継続する。また児童自立生活援助事業「みなと」の運用により、青年期の自立支援をより安定的に実施できる環境調整を行う。自立支援担当職員を中心に、措置児童及び退所児童へのアフターケア、児童生活援助事業対象者の支援をより充実したものにす。

## 【家族支援】

### 「保護者に対する丁寧なアドミッションケアと、継続した寄り添いを通じて」

FSW 2名、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、医療的ケア職員の連携を基盤として各児童の保護者に対しても適宜相談や、情報共有を丁寧に行う。また個別支援計画となる自立支援計画書の策定・進行管理についても、子どもと保護者の意向を十分に汲み取り、家庭復帰及び家族再統合への道筋を検討する。

## 【地域支援】

### 「施設の高い専門性を活かし、地域の子育て支援に貢献する」

地域の子育て機能を向上させるために施設で培ってきた専門性を地域に還元する取り組みを行う。とりわけ、子育て支援等の社会的ニーズに応える新たな事業の拡大を行い、包括的な子育て支援拠点である「子育て支援センター結愛」の構築・運営に総力をあげて取り組む。具体的には本体施設内でのショートステイ事業の実施及び子育て広場における児童の居場所事業の実施運営、地域のNPO法人等と共同した地域食堂の開催等、本体施設の専門性を十分活かした支援の充実を図る。

## 【スーパーバイズ機能】

### 「専門的知見に基づいた見守りと、個別の相談・支援の実施」

東京都専門機能強化型児童養護施設として、嘱託の児童精神科医 2名によるカンファレンス及び生活場面面接等によって、各職員に対するスーパービジョンと、医療を必要とする児童に対しての個別支援を実施する。また各児童とその保護者等が抱える法的な課題については、個別相談契約となる地域の弁護士に協力を得て多種多様な問題に対しても解決を目指して取り組む。

また心理職、看護師・保健師においても日常的に各児童の心と身体の状態を把握し、専門的な観点からの個別支援を実施する。

## 7. キャリアパスと考課制度の推進

### 職員の成長と定着のために……キャリアパスの構築に向けた取り組み

児童養護施設生長の家神の国寮で働く職員が、仕事を通じて確実に自分の成長を実感、確認でき、キャリア形成を行うことができるようにキャリアパス制度の充実・定着に取り組む。

キャリアパスは、一般的には「人事制度」と呼ばれるが、単一的な制度ではなく、人を育てる（人材育成）、人を活かす（人材活用）のために必要な各種制度（等級制度、人事評価に関する制度、賃金等処遇に関する制度、教育・研修に関する制度、目標管理に関する制度等々）の集合体の総称とされる。

令和5年度から第一弾として考課制度を本格導入したが、神の国寮で初めてホーム長以上の役職者が真剣に考課に携わり、今まで以上に部下の育成に主体者として取り組む契機となった。

令和8年度も引き続き考課者及び被考課者の研修等を実施して、考課制度の定着と精度向上を図るとともに、人材育成の具体的システムとしての研修体系の整備に取り組み、キャリアパス制度にリンクした職員育成の仕組み作りを行う。

### 【キャリアパスの概念図】

				エキスパートコース				マネジメントコース		
				支援部門(児童・地域子育て)		その他専門職		役職者共通		
				ケアワーカー	その他職域職員	心理職員・ (管理)栄養士・ 看護師 等	事務 (庶務・会計・労務)			
職層	等級	職位	モデル 在級年数					役職者共通	等級	
管理職			-						管理者A (施設長・副施設長)	M-7
			-						管理者B (主任)	M-6
(指導・ 中間管理職 ・ 監督職)			-	スペシャリスト対象等級					副主任	M-5
	E-4	専門レベル	8年以上							
スタッフクラス	E-3	模範レベル	5年以上							
	E-2	標準レベル	3年～							
	E-1	初任モデル	3年未満							

## 8. 職員が安心して働き続けるための仕組みづくり

### I. 職員のメンタルヘルス

児童養護施設職員は、他の対人援助サービス同様、人との関りの中でやりがいを見出す職業である。しかし、労働環境や援助対象者との関係、職員間の人間関係等々、様々な影響により心身ともに健康な状態を維持することが困難で、長く働くことが難しい職業とも言える。労働環境の整備はもちろんのこと、今後の施設運営でもっとも重要な一つとして、職員のメンタルヘルスの整備が課題として挙げられる。職員のメンタルヘルス維持の環境を整備し充実していくことが神の国寮で長く働き続けることが可能となっていくと考える。

#### (1) 神の国寮および児童養護施設の課題

##### 1. 労働環境の過酷さ

###### ① 長時間労働

- ・交代勤務では担当制を導入していることで、担当児童に関わる業務は長時間となる。
- ・学校行事や施設行事、外部との連絡会議、施設行事等は宿直明けの業務となり、必然的に長時間勤務となる。
- ・施設内の会議・研修・打ち合わせ等が午前中開催の場合、遅番（宿直あり）勤務者は早く出勤し、ホームの人員体制に余裕がある場合は休憩を取ることで勤務時間調整を図るものの、人員に余裕のない場合は長時間となる可能性がある。

###### ② 一人勤務の長さ

- ・現場ケアワーカーはルーティンワーク以外に、児童記録の入力、自立支援計画書・行事計画の作成等々がある。それに加え、児童個々への関わりも重要な業務であり、児童との会話等で業務時間を超えることもある。
- ・新任職員の精神的負担は大きく、業務を遂行する上での未熟さは超過勤務に繋がりやすい。又、ホーム運営にもリスクが伴う。

###### ③ 不規則な勤務サイクル

- ・施設内外の会議や打ち合わせ、施設行事開催等、不規則な勤務サイクルにより、職員の生活も不規則になりがちであり、長く働き続けるための健康維持は重要かつ課題として挙げられる。

###### ④ 児童間トラブル、事故対応

- ・職員一人勤務の際の児童間トラブルや、突然の事故対応はホーム職員のみでの対応では難しくサポートが必要。継続的な課題である。

###### ⑤ 慢性的な人員不足

- ・ホーム職員の突然の離脱（急病・事故等）や職員の退職等など、代替職員の確保は喫緊の課題である。

##### 2. 多種多様な業務内容

###### ① 家事全般、調理等のルーティンワーク

###### ② 記録類の入力作業

- ・児童の記録、日報、自立支援計画書作成、各種会議記録の作成等々

###### ③ 施設内行事の企画、実施

###### ④ 各種施設内外会議・研修への参加

###### ⑤ 児童と家庭、家庭と児相との調整・専門職（FSW）との連携

###### ⑥ 学校、児相、他団体との協議及び活動

###### ⑦ 卒寮生のアフターケア

### 3. ライフワークバランスの意識の持ちずらさ

- ①施設は「子どもは生活の場」、「職員は仕事の場」
- ②児童の生い立ちに寄り添うことへの理解とリスク
  - ・子どもへの共感、寄り添いはケアワーカーとして必要な要素
  - ・子どもが職員を求めてくるときの距離に留意
  - ・子育て四訓に学ぶ

- 1.乳児はしっかり肌を離すな。
  - 2.幼児は肌を離せ。手を離すな。
  - 3.少年は手を離せ。目を離すな。
  - 4.青年は目を離せ。心を離すな。

## (2) 職員のメンタルヘルスの考え方と方向性

### 1. メンタルヘルス予防の観点

- ①ヒヤリハット報告や会議、児童の記録を通して早期に察知し、介入する。
- ②施設内心理士への相談
- ③外部機関（産業医やメンタルクリニック）相談窓口の設置と対象者の誘導

### 2. メンタル不調者復帰の観点

- ①担当医と施設側（管理者及び担当者）との連携
- ②個人情報保護と施設内での情報管理
- ③療養中の保障制度の活用…傷病手当（業務外）、休業補償給付（労災・業務内）

### 3. 復帰プログラムの考え方（回復へのプロセス）

- ①対象職員の状況に応じた復職プログラムの作成と運用
  - ・施設内心理士作成の復職プログラムの活用
  - ・管理者（施設長）、心理士、対象ホーム職員の連携
- ②施設の受け入れ体制と関係者への周知

## (3) 衛生委員会の取り組み

上記（2）1. 2. 3. の内容を集約し施設精神科医（産業医）のスーパーバイズの元、対応を協議、具体的な対応を行っていく。

## (4) 令和8年度活動計画（衛生委員会）

- ① 毎月開催（年12回）
- ② メンタルヘルス研修の実施（新任、役職者、全体）
- ③ 「メンタル不調者早期対応マニュアル」の作成とメンタル不調者の早期発見・対応
- ④ ストレスチェックの実施

## II. 職員のハラスメント意識の醸成

令和7年度、初めて全職員向けにハラスメント研修を実施した。メンタルヘルス同様、職員のハラスメント意識向上も、安心して働き続ける仕組み作りには必要な要素である。職員のハラスメント問題は利用者である児童にも影響しうる事案であり、特に支配・被支配の元養育された経験のある児童にとっては二次的被害にもなり得る重要な内容である。昨年度同様、令和8年度も全職員向けのハラスメント研修を実施し、更に役職職員向けの研修を実施することで、職員が安心して働き続ける職場環境づくりを目指していく。

## 9. 地域子育て支援事業

公益財団法人 生長の家社会事業団が運営する児童養護施設生長の家神の国寮の児童と職員は、地域とのつながりのなかで全ての人との出会いに感謝すると共に、児童養護施設に求められる地域子育て支援機能のあり方についても考え、自己の成長につなげるために必要な資源の開拓に取り組めます。とりわけ新しい養育ビジョンの謳う、地域の子育て機能向上の中心的役割への期待に応えられる施設の体制づくりを引き続き実行していく。

### 【包括的地域子育て支援センター】

児童養護施設の機能として国立市における包括的地域子育て支援を行う“**子育て支援センター 結和(むすびあい)**”を令和8年度中に立ち上げることを目指し、地域支援チームの中で準備を進めていく。第1水曜日に行われる地域食堂へ参加をしながら、地域の子育て支援事業の意義を学び、国立市子ども家庭支援センターとのやり取りの中で、行政のニーズを把握する。

### 【ショートステイ事業／宿泊型・日帰り型】受託事業

子育て支援短期利用事業として国立市からの受託している。

#### <具体的な実施要項>

- ① 受け入れ定員／対象年齢／時間
  - ・ショートステイ（宿泊型定員2名：日帰り型は4名）
  - ・2歳から15歳（中学3年生）までのお子さんを対象とする。
  - ・宿泊型：利用開始から24時間までを1泊とする。
  - ・日帰り型：利用開始から6時間までを1枠とする。
- ② 利用要件（保護者が以下の理由によりお子さんを一時的に養育できない環境にある場合）
  - ・疾病、出産、看護
  - ・冠婚葬祭、転勤、出張、公的行事への参加、その他社会的な理由が生じた場合
  - ・育児疲れ、育児不安 その他、身体上または精神上の理由が生じた場合
- ③ 業務内容
  - ・ショートステイ事業に対しての受付／見学／面談／記録／報告
  - ・入退所時の保護者対応（意見 相談などの聞き取り）
  - ・利用児童の宿泊対応／食事、その他の身の回りの世話
  - ・利用児童が通う幼稚園、保育園、小学校、中学校等への送迎、連携。
  - ・関係機関との連携（協議、面談、ケースカンファレンス等）
- ④ 保険の加入
  - ・賠償責任保険および傷害保険への加入をする

### 【地域子育て支援拠点事業】施設機能

本寮舎別棟みんなの広場「こすもす」を地域に開放し、当施設と地域の方々が気軽に交流できる拠点として運営する。また、利用者のニーズによって、各専門職が地域の方々と直接関わり、問題を解決していくことで当施設の専門性を地域へも活かし貢献することを目指す。

#### (1) 居場所事業

##### ・子育て広場【こすもすひろば】

開催日時：第1、3、4、水曜日。

13時半から16時半

対象：0歳～3歳までのお子さんとその家族（兄弟含む） 市外の方も利用可能

##### ・小中学生の居場所事業【こすもすひろば】

開催日時：第1水曜日 15時から17時

対象：国立市内在校小学生以上

## (2) 育児相談

受付日時：毎週水曜日 14時～16時（こすもすひろば内）

事前受付の場合は上記の時間に限らない

対象：国立市在住の親子（市外の方は相談内容による）

### <内容>

- ・「こすもすひろば」開催時に、利用者のニーズに応じて、保育士・社会福祉士・管理栄養士・臨床心理士・公認心理師などの専門職員が相談に応じる。相談内容によっては、個別面談を実施する。
- ・一般家庭はもちろん、アフターケアや、里親家庭からの相談にも対応する。

## (3) おいしいじかん（地域食堂）

開催日時：毎月第1水曜日 午後2時～午後6時半

対象：どなたでも

### <目的>

地域の子どもからお年寄りまでを対象とした食堂を開設することにより、地域コミュニティーを創造する場面とする。学生や中高年層のボランティアを積極的に受け入れ次世代の担い手の育成や掘り起こしの起点とする。

### <内容>

- ・地域の関係機関と協働で、地域の子どもからお年寄りまでを対象にお弁当の配布を行っている。希望者は「こすもすひろば」で食事をすることもできる。子どもから大人までが集い、温かい雰囲気の中で食事ができる居場所を提供する。
- ・月1回、事務局会を生長の家神の国寮で開催し、運営についての振り返りと今後についての協議を行う。

## 【赤ちゃん・ふらっと事業】

授乳及びおむつ替え等のための設備を設置し、地域で乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しむ環境を整備することを目的とする。

場所：本体施設1階 医務室

日時：毎週月曜日から金曜日（祝日は除く）午前9時～午後5時

### <内容>

- ・授乳の際にプライバシーが確保できる空間を提供する。
- ・おむつ替えをする際のおむつ替え台等の設備を設置する。
- ・調乳用の給湯設備またはお湯の提供をする。
- ・手洗い設備、冷暖房設備等の設置をする。

## [今後の展望]

### 【短期目標】

- ★包括的地域子育て支援事業を担う“子育て支援センター結和(むすびあい)”の開設

### 【中期／長期目標】

- ★市町村が実施する地域子育て支援拠点事業の受託

## 地域子育て支援事業「子育て支援センター結和の設立」

平成29年に厚生労働省より示された「新しい社会的養育ビジョン」をはじめ子ども家庭庁の設置、また児童福祉法改正や家庭的養育推進計画など、子育て世帯への支援制度の変化はドラスティックに変化をしています。生長の家神の国寮のある国立地域においても、子育て支援へのニーズは高まるとともに、複雑化してきています。そのような状況の中、児童養護施設の地域化高機能化への社会的なニーズは年々増大しており、行政からは、それらのニーズを担う機関として、児童養護施設への大きな期待が寄せられています。

そこで生長の家神の国寮は包括的な地域子育て支援を実現し、国立市の子育て支援機能の拠点機関となることを想定して、本園内に「結和（むすびあい）」を設立します。

本園の中規模修繕を順次行う中で、地域子育て支援センター「結和（むすびあい）」を設置するスペースを確保し、「ショートステイホーム（TS,SS）おひさま」を本園内に移設するとともに、子育て支援センター結和開設に向けた準備と事業の拡充を進める。

### 結和の支援事業メニューのイメージ

- 家庭の見守り
- 育児相談
- 訪問相談支援
- SS・TS・（一時預かり）
- 母子SS（一時避難・見守り）
- 乳児SS
- 子育て広場（子育てサロン）
- 子ども食堂（地域食堂）
- 施設退所後アフターケア
- 里親支援（フォスターリング機能も含む）
- 里親レスパイトケア
- 里親普及啓発活動
- 一時保護解除後の見守り
- 不登校児の見守り

### 地域子育て支援センター開設プロジェクトチーム

子ども家庭庁・東京都家庭支援課・東京都育成支援課・国立市子育て支援課・国立市青少年課・社会福祉協議会・民生委員・その他社会事業団体と協働していきます。またニーズの調査分析や、法や制度の研究、具体的なメニューの開発等を実施します。

# 児童養護施設生長の家神の国寮 児童自立生活援助事業Ⅱ型運営細則

(令和7年3月30日制定)

## (事業の目的)

**第1条** この細則は、児童福祉法第6条の3第1項の「児童自立生活援助事業」および同法施行規則第36条の12の「運営規程」の規定、「児童自立生活援助事業実施要綱」(平成10年4月22日厚生省児童家庭局長通知。以下「要綱」という。)、公益財団法人生長の家社会事業団定款第4条第1項第1号括弧書き中の「児童養護施設に係る法令に定める業務」の規定並びに児童養護施設生長の家神の国寮運営規程第2条第7項の「児童養護施設生長の家神の国寮自立応援室」の規定に基づき、児童養護施設生長の家神の国寮(以下「本寮」という。)が実施する、要綱第4の(2)に定める「児童自立生活援助事業Ⅱ型」の適正な運営を確保するため、本事業に係る入居定員その他管理運営に関する事項を定め、施設等を利用する義務教育終了児童等に対し、自立した生活を送ることができるよう、当該児童等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な援助を行うことを目的とする。

## (運営の方針)

**第2条** 本寮は、義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援(以下「児童自立生活援助事業Ⅱ型」)を行うものとする。また、退居した場合においても、必要に応じて入所支援の再開あるいは継続的な相談その他の援助を行うものとする。

## (事業所の名称等)

**第3条** 事業を行う事業所(以下「ホーム」という。)の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 児童養護施設生長の家神の国寮「自立応援室」(ホーム名「みなと」)
- (2) 所在地 東京都国立市富士見台二丁目39番地の1他、自己所有又は賃借物件

## (職員の職種、員数及び職務内容)

**第4条** このホームに勤務する職員の職種、職務内容は、次のとおりとし、児童養護施設生長の家神の国寮運営規程第4条第2項及び同条第3項の規定に基づき、理事長が、施設長の意見を聞き、常勤理事会への諮問を経て、任命する。

(1) 管理者（ホーム長）

管理者は、当事業の一義的な管理を行うとともに、職員に法令および要綱並びに定款および細則で定める規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。ただし、管理者は指導員を兼ねることができる。

(2) 指導員

指導員は、利用者（入居者及び入居者であった者をいう。以下同じ）の相談その他日常生活上の援助、食事の提供及び生活指導並びに就業の支援を行うとともに、その置かれている環境に応じた必要な援助を行う。

(3) その他、必要に応じて補助職員を置くことができる。

(4) 人数については、国が定める最低基準以上の配置をする。

**（利用定員及び対象者）**

**第5条** ホームの利用定員は、次のとおりとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(1) 利用者4名

2 ホームの主たる対象者は、義務教育終了児童等で児童自立生活援助の実施を希望する者とする。

**（事業の内容）**

**第6条** 事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 利用者に対し、就労への取組姿勢や職場の対人関係等就労に関する相談に応じるなどの支援を行うとともに、職場の開拓を行い、安定した職業に就くための支援を行う。

(2) 利用者に対し、健康管理、金銭管理、余暇活用、食事等の日常生活に関する相談・援助を行うとともに、心身の状況や生活歴の把握に努め、その人に合った適切な援助を行う。

(3) 入居者の退居に際しては、適切な援助を行うとともに、福祉サービスを行う者や職場等関係者との連携に努め、入居者であった者に対する相談を行う。

**（入居者から受領する費用の種類及びその額）**

**第7条** 児童自立生活援助の実施に要する費用のうち、食事の提供に要する費用及び居住に要する費用その他日常生活で通常必要になるもので、入居者に負担させることが適当と認められるものについては、入居者から徴収する。

2 徴収する以下の月額額は、施設長および会計担当業務執行理事の意見を聞いて、理事長が定めるものとする。た

だし、当該額はあらかじめ入居者に知らせ、同意を得るものとする。

寮費（内訳：家賃、食費、水道光熱費、その他日用品等）

**（金銭管理を行う場合の方法及び入居者への提示方法）**

**第8条** 入居者が金銭管理を希望する場合には、あらかじめ入居者へ説明し、同意を得るものとする。

2 金銭管理を行った場合には、「預り金等管理規程」を準用するとともに、金銭管理の状況を通帳や管理帳簿により、月1回以上、入居者に知らせるものとする。

**（緊急時等における対応方法）**

**第9条** 入居者に事件・事故・病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、あらかじめ定めた機関その他緊急対応機関へ速やかに連絡を行なう等の措置を講じる。

2 本寮は、緊急時対応を含め、利用者の状況に応じた適切な児童自立生活援助を行うことができるよう、児童相談所、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、就労先、警察その他の関係機関との連携その他適切な支援体制を確保しなければならない。

**（非常災害対策）**

**第10条** 本寮は、消火器等の消火用具、非常口その他災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画をたて、これに対する不断の注意と訓練を行うように努める。本寮の本体施設内を利用する場合は、「児童養護施設生長の家神の国寮消防計画」および「地震防災応急計画」等を適用する。

**（利用者の権利擁護、虐待防止等を図るための措置）**

**第11条** 本寮は、利用者の国籍、心情、社会的身分又は入居に要する費用を負担するか否かによって、差別的扱いをしてはならない。

2 従事者は、利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に規定する虐待を行ってはならない。

3 本寮は、利用者の権利、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

**（苦情への対応等）**

**第12条** 本寮は、その行った児童自立生活援助に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、

「児童養護施設生長の家神の国寮苦情解決委員会設置要項」に基づき、苦情を受け付けるための窓口を設置する等

の必要な措置を講じる。

2 本寮は、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって、前項の要項に基づき、職員以外の者（第三者委員）を関与させるものとする。

3 本寮は、自らその行う児童自立生活援助事業の質の評価を行うほか、定期的に外部のものによる評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めるものとする。

#### （秘密保持）

**第 13 条** 従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしてはならない。

本義務違反は、就業規則第 16 条第 6 号および同規則第 8 章（懲罰）の対象となる。

#### （記録の整備）

**第 13 条** ホームには、従事者、財産、会計収支及び入居者の処遇状況を明らかにする帳簿類を整備し、決められた期間は保存する。

#### （その他）

**第 14 条** この細則に定める事項のほか、ホームの運営に関する重要事項は、定款およびその細則に定める事項を除き、理事長が、施設長およびホーム長の意見を聞いて、定めるものとする。

### 附 則

この細則は、理事会決議の日（令和 7 年 3 月 30 日）をもって制定し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 10. BCP（事業継続計画）と施設の安全管理

### ～生長の家神の国寮における業務継続計画～

#### I 総則

##### 1. 想定するリスク

- 感染症：新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等の集団感染発生
- 自然災害
  - 地震：震度5強以上
  - 台風・豪雨・大雪：特別警戒警報の発令
  - 竜巻：施設もしくは児童の行動範囲で発生した場合
- 火災
- 治安悪化
- 行政が「緊急事態宣言」を発令したとき
- 入所児童・職員の基本的な人権を侵す状況になったとき

##### 2. 策定の目的

子どもの生命及び心身の安全・安心を担保することが、我々社会的養護を担う神の国寮職員の使命である。想定されるリスクは、子どもの生命・安全が脅かされる可能性があることから施設の業務継続が非常に重要である。まず職員が、入所児童や児童の保護者の災害対策や感染対策を念頭に置きながら、職員・保護者とともに子どもの安全確保を最優先とした業務継続の体制を整えることが重要である。

##### 3. 計画の位置づけ

BCPにおいて災害時等の非常時を前提として業務継続するために必要な業務を明確にする。その必要な業務について、ライフラインの制限や平時より職員が少ない状況でも継続できるように、事前に必要な準備を行うために作成する。

##### 4. 本計画の目標

- ① 子ども達の安全確保・保護者の安全確保
- ② 子ども達の保育・養育を実施する職員の安全確保
- ③ 施設機能の維持
- ④ 早期復旧・再開

##### 5. BCPの主管部門（施設運営会議）

- 防災委員会との連携

#### II 事前対策

##### 1. 感染症・自然災害共通事項

###### （1）地域との連携

- 国立社会福祉協議会、国立市との協力体制
- 三多摩児童養護施設災害時相互協力体制

## (2) 防災組織の体制構築

### ○組織体制（緊急対策本部）の設置

氏名	役割
本部長 施設長	緊急対策総責任者
副本部長 副施設長	本部長不在時の代行・本部内の調整
事務部門主任	施設運営予算
本園主任	本園運営調整担当
GH 主任	GH 運営調整担当
部専門職主任	親権者・児相福祉司対応担当
地域支援主任	防火防災・保健衛生担当・地域運営調整担当

## (3) 職員の安否確認

- 職員の安否確認方法：電話が使えなくなる想定で、施設内チャット（chatwork）・災害伝言ダイヤル（171）を活用する。
- 職員の体調管理：非常時は通常人員より少ない人員で業務を行うことが想定される。情報が錯綜するなどの混乱の中で対応を迫られる。又、長時間勤務や帰宅できない状況が続く中で対応する状況が想定される。職員の体調の把握と心身負担に対するケアの方策の検討を行う。

## (4) 人員確保

- 職員参集可否の把握  
職員の居住地から徒歩等で出勤可能な職員数や出勤にかかる時間を把握しておく。  
職員自身や家族の負傷や自宅に被害がある場合など、出勤できないケースも一定割合発生することを想定し、非常時の体制を検討する。
- 職員の参集ルールの検討  
連絡がつきにくい状況であっても、自らの判断で出勤することができるよう参集ルールを定める。
- 人手不足の対応  
非常時、限られた人数で対応せざるを得ないことから、優先すべき業務の順位付けをして対応する。  
又、法人内・他施設との協力体制を整えておく。
- 人的応援と・物的応援と受け入れ  
必要な応援に関して情報を発信し、施設側の対応方針を決め窓口を設置する。人的応援（ボランティア）についてもあらかじめ受け入れ担当を決め、事前に手伝いの内容をまとめ受け入れ方針を定める。

## (5) 保護者との連携

- 子どもの秘匿ケースを除き、連絡方法を一覧にしておく。個人情報の取り扱いには十分注意する。
- 子どもの学年や学校が変更になったタイミングで情報更新を行う。又、神の国寮 HP や SNS (X、Facebook 等の活用も検討する。

## (6) 関係各所との連携・情報収集

- 行政：東京都福祉局育成支援課、立川児童相談所、国立市子育て支援課、多摩立川保健所、立川消防署（国立出張所）、立川警察署
- 医療：囑託医（大久保医院）、救急（小児総合医療センター）、その他（施設近隣の医療機関）

## 2. 感染症に係る事前の対策

### (1) 優先的に実施する業務

- 感染児童療養スペース（部屋）の確保
- 感染児童との生活動線を配慮した事前のゾーニング

### (2) 備品の確保

- 消毒液、防護服、手袋、マスクやフェイスシールドの備蓄
- 備品の定期的な点検と調達先（関連企業等）の確保

### (3) 感染者発生時のゾーニング

- 空き部屋を感染者用の療養部屋として活用する。
- 事前にゾーニングした生活動線を子どもにも理解させ、感染拡大の防止に努める。

### (4) 職員の体調管理

- 職員及び職員家族や身近な知人に、感染疑いの症状がないかチェックする。
- 日々の体調チェック（体温チェック等）を行う。

### (5) 来客及び子どもの関係者の来所時の健康管理

- 玄関での検温チェック（検温センサー）の実施
- 感染者多数の場合は来寮を遠慮する旨を伝える。

## 3. 自然災害に係る事前対策

### (1) 非常時に優先的に実施する業務

- 子ども・職員の生命・安全確保
  - ・トイレ（非常用トイレ）、防寒・避暑対策（カイロ、石油ストーブ・断熱シート、冷却グッズ等）
  - ・食事：備蓄品利用、ライフラインの復旧後は可能な範囲で調理して提供
  - ・入浴：応援体制が整うまで中止、状況によって清拭
  - ・着替え、洗濯：中止、ライフラインの見通しがつくまで最低限の着替えで対応

### (2) 施設のリスク

- 本園及び各 GH は多摩川洪水ハザードマップの（外水氾濫）危険区域から外れた場所にある。
- 避難場所：各 GH 建屋が損壊した場合は、耐震性が高く設備の整っている本体施設に避難する。
- 避難誘導：GH 職員は安全を確認しながら本園へと子どもを誘導する。
- ライフラインの対応
  - ・水道：備蓄していた飲料水を利用。必要に応じ自治体の給水（国立中給水所：中 3 丁目 8 番地の 1）を受ける。トイレは非常用の簡易トイレを使用し汚物は本園屋上に一時保管場所を確保する。
  - ・停電：照明はランタンで対応。空調は石油ストーブやカイロ（冬季）、冷却用グッズ（夏季）を使用する。必要に応じ発電機を使用。
  - ・ガス：都市ガス供給停止の場合、カセットコンロ等の使用で調理。本園はプロパンガス（みんなのひろば調理場で炊き出しが可能）での調理。
  - ・燃料及び機材：プロパン、薪、炭、発電機

○防災用品と備蓄品（1ホームにつき）

・各ホーム備蓄内容

カセットボンベ	12本	米（5kg）	4袋
ラジオ付き懐中電灯	1個	水（500ml）	2箱
食品用ラップ	10個	水（2リットル）	2箱
ウエットティッシュ	3個	レトルトハヤシライス	3缶
トイレ用ビニール袋	50枚×1	缶詰ハイジューズ	15缶
		スパム缶詰	15缶
		サンマ缶詰	15缶
		シーチキン缶詰L	15缶
		小豆缶詰	15缶

※食品用ラップは断水中の食事の際に使用

※カセットコンロと簡易トイレ強力凝固剤・脱臭剤の保管場所も確認

- ・ローリングストック法で在庫管理：消費分をホーム毎に補充
- ・その他：木炭 20kg×8箱、災害用毛布 30枚、歯ブラシ・マウスウォッシュ、タオル、ウエットティッシュ、消毒液、生理用品、乾電池（単1・単3）、食料（120人×6食）、きなこもち 120人分
- ・ガソリンの補給：事業用車両のガソリン満タン補給を心がける。

### III BCP 発動時の対策

#### 1. 感染症発生時の対応

##### (1) 感染症発生時の事前対策

発生段階		施設の対策
海外発生期	海外で感染症発生	
国内発生早期	国内で感染者が確認されたが各都道府県では発生していない状況	情報収集を行いつつ、地域で発生することも視野に BCP の見直しや備品の補充などの備え行動を開始する。
国内感染期	各都道府県で感染者が発生している状況	感染予防行為を実施、マスクや手洗い、アルコールの実施と共に、来寮者の管理を行い、疫学調査に対応できるようにする。
地域感染期	一部で感染者の接触歴が疫学調査で终えず、市中感染が想定される状況/地域で感染者が発生し増加している状況	外部からの立ち入り区画を制限したり、行事等を延期したりして、感染拡大防止の措置をとる

## (2) 感染が疑われる症状がある者の発生時

- 管理者への報告、施設内の情報共有、医療機関（嘱託医等）への連絡相談を行う。
- 当該職員や児童と接触した者を確認し体調の変化に注意。
- 感染が疑われる者が多い場合や吐しゃ物があるなど感染リスクが高い場合は消毒・清掃を行い、感染リスクを減らす。
- 感染が疑われる症状がある者が増えた場合、通常業務が継続できるか検討し、継続が困難になる前に業務継続のための対策を開始する。

## (3) 感染の可能性が高い者の発生時

- 施設長へ報告⇒施設内の情報共有を行い医療機関へ連絡相談を行う。
- 感染の可能性が高い者が増えた場合、通常の業務を継続できるか検討し、継続が困難になる前に業務継続のための対策を開始する。特に職員に感染の可能性が高い者が増えた場合、人手不足になることを念頭に検討する。
- 当該児童が使用したスペースの換気や消毒を十分に行う。⇒特にパブリックスペースを重点的に。

## (4) 感染者発生時

- 施設長へ報告⇒施設内の情報共有を行い医療機関や保健所へ連絡相談を行う。
- 感染者となった職員や子どもと接触した者を特定し、当該感染者の行動を把握するための調査（保健所の立ち入り調査等）に協力するとともに体調の変化に注意する。
- 当該職員と子どもが利用したスペースを特定しスペースや共有物（リモコン・おもちゃ等）などの消毒・清掃を行い、消毒が終了するまでそのスペースは立ち入り禁止とする。
- 施設内での感染者が増えた場合や地域での感染が拡大している場合、地域の状況も含めて通常業務を継続できるか検討し、継続が困難になる前に業務継続のための対策を開始する。

## (5) 通常業務の再開

- 感染者や感染の可能性が高い者等が減少した場合、徐々に通常業務に戻す。

## (6) 不足する職員の支援対策の実施

- 感染拡大した場合、勤務する職員が少なくなる状況が想定される。不足職員の支援対策と業務軽減の両側面から検討する。

## (7) 人的応援と受け入れ

- 感染症拡大時は、外部から感染症が持ち込まれることによって感染が広がる可能性がある。職員の不足の状況とそのリスクとを考慮して、人的応援を受け入れるか判断する。
- ボランティアの受け入れ：体調チェックを実施し感染症の疑いがないことを確認し受け入れる。
- 実習生の受け入れ：地域の感染の状況や学生が所属する学校や学生の居住地の感染状況を踏まえて受け入れるかを判断する。施設内に感染が拡大している場合は所属する学校に確認し、受け入れる場合は体調チェックシート（別紙）を利用して、感染症の特徴に応じた日数の体調を確認し、感染の疑いがないことを確認し受け入れる。

## 2. 自然災害発生時の対応

### (1) 地震

○発生時の時間経過の対応

地震発生時	緊急事態宣言発令と緊急対策本部立ち上げ（神の国寮 BCP に準拠）
地震発生直後	安否確認・声かけ、負傷者の救護・措置（必要な場合は医療機関へ連絡し搬送する）、初期消火
地震発生から半日程度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 通信手段の確保、行政や関連各所への連絡</li> <li>2. 職員の安否確認と職員の招集・参集（職員の状況によって参集時間は異なる）、防災組織の再調整（参集職員の状況により再整備を図る）</li> <li>3. 利用する子どもの安否確認の集約</li> <li>4. 施設建物・設備の安全確認（危険箇所を特定し立ち入らないようにする）被害がない箇所が必要な場所へアクセスする経路を含めて安全を確保できる場所を、安全ゾーンとして施設内の避難・待機場所とする。</li> <li>5. 業務の判断、指示・避難の必要性の検討（避難時は通電火災防止のためブレーカーを切る）</li> </ol>
地震当日に実施すること	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安否確認の継続（職員・子ども・保護者の安否確認を引き続き実施する）</li> <li>2. 優先業務の実施（トイレ対策、防寒・避暑対策、食事の手配）</li> <li>3. ライフラインの対策（自家発電、ガスの手配、飲料水の手配）</li> <li>4. こども、保護者、職員の宿泊スペースの確保</li> <li>5. 施設、設備被害状況の把握（GH等建屋での生活が継続できるか検討し避難を判断する）</li> <li>6. 情報収集と同時に施設の状況について情報発信する。</li> </ol>
地震後2～3日に実施すること	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安否確認の継続と問合せ対応の継続（職員・利用する子ども・保護者の安否確認を引き続き実施し、安否に関する問い合わせが自治体からあれば対応する。）</li> <li>2. 優先する業務の実施（トイレ対策、防寒・避暑対策、食事の手配）</li> <li>3. ライフラインの対策：自家発電・ガスの手配、飲料水の手配</li> <li>4. 子ども・保護者・職員の宿泊スペースの確保</li> <li>5. 子どもの保護者や行政等への連絡</li> <li>6. 施設建物・設備の被害箇所の確認と記録</li> <li>7. 職員の健康管理・不足職員の人的支援：職員のローテーション等による職員のケアを実施</li> <li>8. 人的支援・物的支援の得対応と地域ニーズの対応</li> <li>9. 避難した場合は避難先での業務継続のための検討</li> </ol>

<p>地震後 2～3 日以降に実施すること：優先する業務や安否確認問合せ対応を継続しつつ、復旧に向けた取組を始める。状況に応じ通常業務を順次再開・拡大し、通常業務に戻り次第対策終了。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災現場の片づけや被災事業資産リストの作成</li> <li>2. 施設建物・設備の点検・修理・修復の手配、施設で業務再開の準備。</li> <li>3. ライフラインの点検・復旧の手配、施設で業務再開の準備</li> <li>4. 人的支援・物的支援の受け入れ対応と地域ニーズの対応</li> <li>5. OA 機器・備品類の買い替え、買い足しの手配</li> </ol>
---	--

○災害時の地域ニーズの対応（※風水害と同様）

施設の被害が少なく使用できる場合、地域の救援活動を行うことが求められる。

・救援活動の優先順位

第一：入所児童の安全確保と養護

第二：地域の被災者への救援活動

第三：市区町村の防災対策本部、警察、消防などからの支援要請への協力

・地域の方が困って来寮した場合、施設はその受け入れについて市区町村の管轄課に相談する。

## （2）風水害

○事前の対策

- ・事前に気象情報などから情報を入手し、災害発生の可能性があるかを検討する。
- ・災害の可能性がある場合は気象情報などから避難の必要性を検討する。
- ・夜間の避難はリスクが高く困難。安全に避難ができ職員の人数が確保できる日中の避難を検討。
- ・風水害時は扉の下部の隙間から浸水してくることがあり、建物に水が入ってこないよう「土のう」「水のう」「止水版」等に対応する。

○発災時の時間経過別の対応

- ・注意報発令：気象情報に注意し、施設周辺の状況からリスクを検討する。施設が被災する可能性がある判断した場合、業務継続のための対策を開始する。
- ・警報発令：警報が発令され、施設が被災する可能性がある判断した場合、業務継続のための対策を開始する。被害が想定されている区域であれば、避難の判断を行い必要に応じて避難行動を実施する。
- ・警戒情報発令：自治体からの避難指示の発令に留意する。
- ・特別警報発令：災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況。外に出ることが危険な場合建物内の安全ゾーンへ移動。
- ・避難後：避難先での対応：施設の被災状況を確認し、必要であれば復旧作業を行ったうえで、安全が確保された場合は、児童を施設へ誘導。この場合も、施設までの経路に危険がないかを確認して安全な経路で施設へ戻る。引き続き避難が必要な場合、避難先での業務継続のための検討をする。  
保護者への連絡：子どもの状況や避難している場合は避難場所について、保護者等へ情報を供する。

○業務再開

- ・台風や大雨が収まり、施設の安全が確保されたら、通常業務を再開。通常業務に戻ったら対策を終了する。

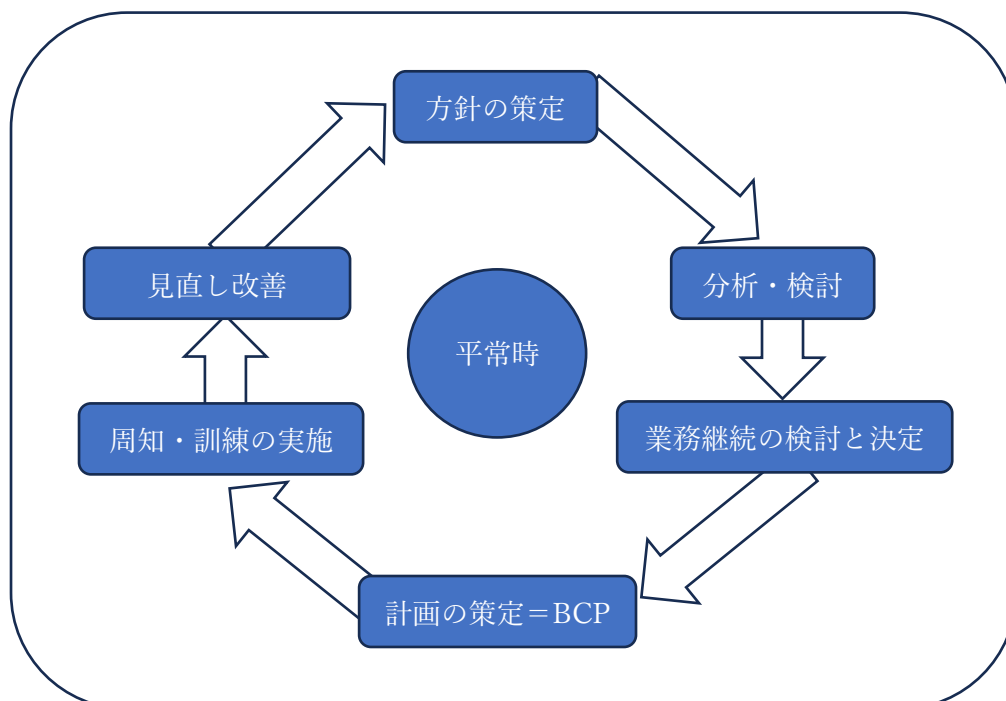
○災害時の地域のニーズへの対応（※風水害と同様）

#### IV. BCP の策定と BCP の検証（BCM）

○PDCA サイクルを実施し BCP を検証する。

○BCM（業務継続マネジメント）検証作業を実施

- ・ BCM（Business Continuity Management）取り組みの流れ



○教育・訓練の実施

- ・ BCP にもとづき、周知・教育や訓練（避難訓練）を実施する。
- ・ 地震、火災、風水害等、いくつかの災害ケースを想定し訓練を実施。

○BCP 点検と見直しのポイント

- ・ 訓練等から導き出された課題について、協議し課題の解決方法を検討する。
- ・ 検討した内容を BCP に盛り込み、見直し作業を行う。

○防災グループ（令和 8 年度より）

- ・ 防災に関する内容全般を取り扱う。（避難訓練、防災備蓄品の確認等）

## 11. 東京都社会福祉協議会児童部会への参加

今年度も東京都社会福祉協議会児童部会に積極的に参画する。部会の活動、各種研修の企画・運営、児童養護が直面する課題について調査・実践研究、行政への制度提言、情報交換等、様々な活動の企画・運営に参加をし、社会的養護事業の発展と向上に寄与するとともに自己研鑽の機会ともする。また、当施設の代表として参加し、他施設の状況や取り組みを学び、当施設の機能向上のために役立てる。具体的な活動については、以下の通りである。

### ● 施設長会並びに従事者会運営委員会への参加

- ① 児童部会主催の施設長会並びに従事者運営委員会への出席
- ② 総務部、研修部、調査研究部、制度政策推進部のいずれかに所属し、各部の目的や方針に沿って活動を行う。主な活動内容については以下の通り。

※総務部：児童部会の行事等の企画・運営を行う

※研修部：新任研修、中堅研修、基幹的職員研修等、各種研修の企画・運営を行う

※調査研究部：児童養護が直面する課題について調査・研究を行う

※制度政策推進部：児童養護の現場の意見を集め、制度や情勢の学習をしながら行政への予算提言等を行う。

### ● 職能別会への職員参加

保育士指導員会並びに書記会・給食研究会の各会に職員を派遣し、行政からの情報や情勢を把握し日常業務に反映させ施設サービスのクオリティを担保する。行政との緊密な協働や、同一職種間における連携や実践研究を行い社会的養護事業の発展向上に寄与する。

- 児童養護施設問題検討委員会設置の各種委員会に参加をする事によって政策提言を始め、行政機関との緊密な協働により社会的養護事業の発展向上に寄与する。また自己研鑽の機会として活用し、当施設の機能向上のために役立てる。

《委員会》

- ・ 里親制度支援委員会
  - ・ グループホーム制度委員会
  - ・ 地域子育て支援委員会
  - ・ 人材対策委員会
  - ・ 自立支援委員会
  - ・ 専門職委員会
  - ・ 児童相談所連携推進委員会
- 等

## <参考資料>

### I. 創立者・谷口雅春先生の提唱された「生命の教育」

児童養護施設「生長の家神の国寮」では、毎年11月22日を期して「創設者感謝のつどい」を開催している。

この日は、創設者である谷口雅春先生のお誕生日であり、職員・児童そろって創設者の墓地のある「多磨霊園」にお詣りし、谷口雅春先生・輝子先生ご夫妻への感謝の祈りを捧げ、創立の精神を学んでいる。

こうした取り組みは、日々子どもたちへのよりよきケアワークにとって、さらには生長の家神の国寮の基本方針を確認し、より一層深めていく意味において極めて有益である。(註1)

谷口雅春先生は、現代のバイブル(註2)と称される『生命の實相』の著者であり、稀代の宗教家、光明思想家として近代日本の思想界に多くの影響を与えている。先生の説かれる「光明思想」「幸福哲学」は人々に救いと福音をもたらし、その教育論は「生命の教育」として学校教育はもとより家庭教育、社会教育において児童の健全育成に多大な成果をあげている。

生長の家神の国寮においても、創設者谷口雅春先生の提唱される「生命の教育」(子どもの神性・仏性を礼拝し、内在する無限の可能性を引き出す教育)を児童の養護・養育に援用し実践することを基本方針に掲げている。

(註1) 他の施設においても同様の取り組みがなされている。隣接する東京都立川市にある児童養護施設「至誠学園」では、秋の彼岸に、子どもたちと引率職員で、青山の善光寺に参詣。

この寺院には、至誠学園創設者の故高橋利成・田津子ご夫妻の墓地があり、浄土宗の開祖である法然上人の教えである「至誠心」<sup>しじょうしん</sup>を学び確認している。

また、アメリカの「フラナガンズ・ボーイズアンドガールズタウン」(全米1の規模を誇る児童養護施設)では、創設者フラナガン牧師の創設の精神である“神のみ前において、すべての子どもは尊敬され神の祝福を受ける。”を常にケアワークの基本精神にしている。

(註2) 鳩山一郎氏(元首相)は『生命の實相』について次のように記している。

私は先年来『生命の實相』を愛読しているのであるが、この書に盛られている内容は、哲学、宗教、心理学、教育学等すこぶる多方面に亘っているので、簡単に名称づけることは困難である。しかし、私はこれを概評して「近代人間学」と名づけたい。更にいうならば「本来の完全なる人間」を引き出すがための「新時代のバイブル」である。

### II. 「生命の教育」の養護・養育における実践

生長の家神の国寮では、職員一人一人が『児童憲章』の前文に示された「児童は人として尊ばれる」「児童は社会の一員として重んぜられる」「児童はよい環境の中で育てられる」という言葉の重たさを銘記して、自己の専門職としての誇りをもって養護養育にあたっている。それは、日常生活をともにする「養育」と「援助」の中で、何気ない日々の24時間の生活そのもの(衣食住)を、子どもたちに安堵感を与えるような質のよいものにしていく不断の努力に他ならない。

“安心すれば、安定する。” “安定すれば、前を向ける。”

被虐等、さまざまな事情によって施設入所を余儀なくされた子どもたちにとって、「生活」を通してのかかわりの全てが、子どもの心身の成長、こころの癒しと生長に直結する。子どもの人格形成に不可欠の「安心感」と「信頼感」を持って育った子どもたちに、いかに安心の生活と信頼できる人間関係を回復できるかということが、処遇現場の最も切実な課題であろう。

こうした視点から、生長の家神の国寮では、創設者・谷口雅春先生が提唱された「生命の教育」

を援用して、子どもの内部に宿る「その子でなければならない」“天授の才能”（神性・仏性）を信じて、認めて、引き出すための教育を養護・養育の場で実践する。

## 1. 自己肯定感を高める「褒める教育」の実践

～児童ひとりひとりの「褒めポイント」を書き出し、職員間で共有する～

生長の家神の国寮では「COMMUNICATION SKILL UP 委員会」を立ち上げ（平成23年12月7日）、本園の各ユニット、グループホームにおいて、「褒める教育」の実践に取り組んでいる。具体的には、職員が児童一人一人の讃嘆すべき言動を見つけては、その場で効果的に褒めている（註3）。さらに、日報に「褒めポイント」として書き出して昼会等で発表し合い、職員間で共有している。

様々な事情で入所してくる児童には“親から見捨てられた”という思いから「自分は誰からも愛されていない、認められていない」という自己肯定感の薄い子どもが多い。ほとんどが孤独の中で不安と恐怖で一杯となり、心の中にバリアを作って、閉じこもっている。

こうした「個の孤立」状態にある子どもたちに、周囲との関係性を回復させるためには、日常の生活場面で養護養育に携わる職員が子どもたちの本来の良さを信じて、認めること、褒めることが何より大切である。「認められている！」「褒められている！」「愛されている！」という実感が、子どもたちの心に安心感を与え、「自己肯定感」を高め、「自己信頼の力」（自信力）を醸成するのである。

人は自分を信じることによってはじめて他を信じることができる。「個の孤立」から子どもたちを救い出し、心のバリアを取り払って「自立した個」として周囲の人々との良好な関係性をつくる道は、ひとえに職員の愛情溢れる、認めて褒める「讃嘆の言葉」を光のシャワーのように燦々と降り注ぐ日々の実践にかかっている。

（註3）褒め方には三段階がある。まずは一般的な褒め方。これは「○○ちゃん素晴らしいね！」等、漠然と「素晴らしいね」「良かったね」という褒め方。これは効果的な褒め方とは言えない。次に第二段階は、具体的なことをピックアップして、その場で十秒以内の短い言葉で端的にほめる褒め方。「○○ちゃん、今、お客さんに挨拶したけど、ちゃんと相手の目を見て、きちんとお辞儀ができたね！素晴らしいね！」

さらに第三段階は、次に繋げる褒め方。これが最も効果的な褒め方と言われている。つまり、「きちんと相手の目を見て、大きな声で挨拶ができたね。きっと○○ちゃんは、将来人から好かれる魅力的な人になれるよ！」と、ピックアップして褒めた内容が将来にどのように繋がるかを付け加えると、子どものやる気と自信を増大する効果的な褒め方になる。

## 2. 自己尊厳の自覚をもたせる教育

教育というものは、教え込むのではなく、本来の「円満完全性」を引き出すこと。

すなわち、子どもの内部に宿る「その子でなければならない」“天授の才能”を信じて、認めて、引き出すことが教育本来の目的である。

子どもに「自己尊厳の自覚」を持たせるためには、まず子どもと生活をともにする職員ひとりひとりが、自ら「自己尊厳の自覚」をもつことから始まる。そして、目の前の子どもの現実の姿（現象）には未だ頭れていなくても、その子どもの「本来もっている良さ＝内部神性・仏性」（実相）が内部に宿っている！「アル」と信じることである。その上で、子どもの“本来もっている”「完全さ」「美点」「長所」を職員一人一人が粘り強く“信じて”“観て”“讃えて”“待つ”ことによって「カナラズ」頭れる。

焦りは禁物である。“信じて、待つ”ことこそ肝要である。

それは、毎日毎日の「美点探し」であり、「長所の発見」であり、「褒めポイント探し」の繰り返しでもある。子どもは、とりわけ愛着関係のできた職員から「認められること」「褒められ

ること」によって、実際に「自己尊厳の自覚」に目ざめ、内部に宿る「能力の宝」を発掘する日が来るのである。

創設者・谷口雅春先生は『生命の實相』「生活篇」に次のように書かれている。

自己を決して軽んずるな。自己の能力を生まれつき少ないと信ずるな。諸君はすべて神の子であるから、誰でも天才という高貴な金鉱がその底に埋めてあるのだ。いわゆる「天才」とは割合浅いところにその金鉱が埋めてあって、発掘しやすいというにすぎぬのだ。一見「凡才」はその金鉱がやや深いところに埋めてあるがために、掘り出すのに割合努力を要するというにすぎない。しかし諸君は、深い所に埋めてある宝ほどかえってどうときものであることを知らねばならぬ。小なる宝は表面にかくしてある。表面に宝の容易に見いだされない者は幸いなるかな。掘れ、掘れ、自己の能力の宝を掘り出せ。時間をたくみに利用して掘り出せ。諸君はやがていわゆる天才よりも偉大なる能力の宝をわがものとする日が来るであろう。

### 3. 「コトバの力」で子どもの「能力の宝」を引き出そう！

子どもの内部生命に宿る「能力の宝」を掘り出し、引き出すのは「コトバの力」である。良きコトバは良きものを引き出し、悪しきコトバは悪しきものを引き出す。

熊本県八代市にある児童養護施設で主任指導員、副園長として従事した寺井一郎先生は、施設内で寺子屋塾を主宰し、5歳から15歳の児童と毎晩、先人の「言葉」を朗読し、発達障害と診断された子が半数近くいるなかで、朗読を続けていくうちに、皆がひとつになって大半を暗唱してしまい、長く難しい『大学』や『論語』でさえ、小学1年女児が堂々と暗唱していく見事な姿をその著書『人を點醒す』で紹介している。以下、寺井先生の体験を同著「はじめに 一燈照隅 万燈照国」から引用する。

「ことば」が人体や思考に及ぼす影響は甚だ大きい。さらに人生に及ぼす影響となればそれこそ計り知れない。私たちが平生何気なく違っている「ことば」にはおしなべてパワーが宿っている。(中略)「きつい」「だるい」「かったるい」という言葉を吐くことによって自らの行動が鈍り、怠惰な心を増長させる。或いは怠惰な自分を正当化する。また「イライラする」「むかつく」「キレル」という言葉を吐くことにより自分自身をより苛立たせたり、或いは苛立っている自分を正当化したりする。

一方、言葉には、「言霊」と言い表されるように、いい意味でのパワーも秘めている。昔の教育の要であった「読み、書き、そろばん」の読みは、まさに先人の残した言葉に宿っている魂に触れるという大変貴い学問であった。同時にそのような教育を通して人物を育成していた。(中略)

編者は児童養護施設で児童指導員として二歳から十八歳までの児童六〇名と共に過ごしてきた。様々な事情で入所してくる児童の中には発達障害を持った子供も少なくない。そのような子供達が将来艱難辛苦に直面した時に、しっかりと乗り越えていくことが出来るように、また社会で立派に貢献して行くことが出来るようにとの思いから、先人の遺産とも言うべき貴い「ことば」を子供達と朗読してきた。(中略)因みに小学二年の男児は四書五経の「大学」を殆ど誦んじてしまっていた。意味は分からなくても子供の成長とともに、彼らの精神的支柱を形成し、いずれ多くの実を結ぶものと確信している。

まさに、コトバの力は偉大である。

生長の家神の国寮では、「和顔・愛語・讃嘆の教育」を基本方針(理念)として養護養育を行う。施設内には、明るい笑顔(和顔)が満ち溢れ、明るいイキイキとした生きる力を引き出す「愛の言葉」(愛語)が響き渡り、職員・児童がお互いの美点・長所・よき言動を褒め合い讃え合う姿(讃嘆)を常にいたるところで見ることが出来る!そのような生長の家神の国寮を創出していくのである。

創設者・谷口雅春先生は、新編『生命の實相』第一巻で次のように説かれている。

言葉によってわれらは清くもなれば醜くもなり、幸福にもなれば不幸にもなるのであります。

皆さんは毎朝歯ブラシで歯を磨かれるであります。では歯よりも大切な心があることを自覚せられねばなりません。毎朝歯を磨くのにこの大切な心を磨かないのは不合理であります。では、心はなにをもって磨くべきでありますか。それは言葉によってであります。皆さんもし朝起きるとひと声「ばかやろう」と家族を叱咤したならば、その日いちにち不愉快なことを自覚せねばならないであります。それは言葉が悪いからであります。われわれが、自己の人生を幸福にし、家庭を明るくし、環境を良化し、運命を改善しようと思うならば、毎日すくなくとも二、三回はそのために作られたる善き、明るき言葉で心を浄め磨かなければならないのであります。それは実際われわれにとって食事をとるよりもなお絶対に必要なことであります。それは心の食事であります。心に善き言葉を食して心を幸福にすれば、肉体は健康化し、運命は良化するのであります。

### Ⅲ. 日本の伝統・文化を大切にす「年中行事」の実践

#### ① “家庭的養護”における「日本の家の伝統的な生活習慣」と「年中行事」の実践

本園のユニット化（小規模グループケア）とグループホームによる“家庭的養護”の実践にあたっては、必然的に「家庭とは」「家族とは」という命題により明快な答えが求められる。

“より家庭に近いたち”という物理的な小規模化モデルだけではなく、家庭の温もりや家族の情愛を知らずに育った入所児童に、今後退寮して社会人として自立し、それぞれが「家族」と「家庭」をもつ時に、このような家庭をつくりたい、こんな家族になりたいという理想とすべき「家庭」と「家族」のイメージをもたせる必要がある。

その意味で、理想とすべき「日本の家庭モデル」を創造していく必要がある。

具体的には、かつて日本の家庭に必ず置かれていた「神棚」や「仏壇」があり、いのちの系譜である先祖を祀り、年長者を敬い、家族仲良く助け合い、明るい挨拶が交わされ、食卓を囲む家族団らんの場があるという「日本の家庭モデル」を創出することである。

現在、各ユニット、各グループホームには「神棚」が設置され「大祓祝詞」が掲示され、毎朝、職員が率先して榊の水を浄めている。そうした職員の姿は、かつて日本の多くの家庭で見られた伝統的な「親の姿」である。また、児童の「生立ちのふりかえり」の一環でもある「お墓参り」も職員が付き添って実践している。

更に、日本の家の伝統的な生活習慣の実践には「年中行事」の学習と実践が欠かせない。年間を通じて「年中行事」に取り組み、職員と児童がともに学び合いながら日本の伝統行事の意味を習得することに努めたい。

#### ② 四季折々の「年中行事」の実践と子どもの人生の区切り（人生儀礼）のお祝い

生長の家神の国寮では、“日本の家庭”に伝わる四季折々の伝統行事を生活に取り入れて、子どもたちに実体験する機会をもっている。

お正月は地元の神社に初詣にでかけ、年賀の挨拶とともにお年玉を子どもたち一人一人に手渡ししながら、子どもたちから新年の抱負を聞く。

節分の豆まき、雛祭り、餅つき等を通じて伝統行事を体験する他、七夕行事では、寮主催で笹を調達して、児童と一緒に飾り付けを行う。

さらに、休日行事として、イチゴ狩り、ぶどう狩り、ハイキング等、季節感にあったものを取り入れている。

また、入学、進学を祝う会や卒業、就職を祝う会を行い、一人一人の人生の区切り（人生儀礼）を大切にしている。とりわけ、この世に生を受けたことを喜び祝う「誕生日」には必ず「誕生会」を盛大に行っている。



子どもは神が  
育て給う